

## 患者の皆さまへ

### 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

当院は厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従って、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分安全な情報提供・安定供給等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。

また、現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が発生しています。

当院でも在庫の確保に努めておりますが、後発品のある医薬品については、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称・薬効成分をもとにして処方箋を発行すること）を行わせていただいたり、他のお薬への変更を提案させていただいたりする場合がございます。

変更の際には患者様に十分な説明を行います。

後発医薬品、一般名処方、代替え薬などについて、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。